

## 自動車排出ガス総合対策に係る中央環境審議会への諮問について

平成 22 年 7 月  
自動車環境対策課

## 1. 自動車 NOx・PM 法の経緯について

- (1) 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」は、平成 12 年 12 月の中央環境審議会答申「今後の自動車排出ガス総合対策のあり方について」を受け、自動車の交通が集中する大都市地域において、二酸化窒素及び粒子状物質による大気汚染に係る環境基準の確保を図ることを目的として、「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx 法）」の改正により平成 13 年 6 月に制定された。

【参考 1 自動車 NOx・PM 法 対策地域】

【参考 2 自動車 NOx・PM 法の改廃履歴】

- (2) 同法に基づき、総量削減基本方針を平成 14 年 4 月に閣議決定し、「平成 22 年度までに、二酸化窒素及び粒子状物質に係る大気環境基準をおおむね達成」することを目標に設定した。これを受けて、関係 8 都府県は、平成 22 年度を目標とする総量削減計画を策定し、削減目標量を設定した上で、各種対策を実施しているところ。

【参考 3 自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（抄）】

- (3) 中央環境審議会においては、総量削減計画の計画期間の中間時点での点検・評価を実施するため、平成 17 年 10 月に大気環境部会に自動車排出ガス総合対策小委員会を設置し、検討を重ねた結果、「今後の自動車排出ガス総合対策のあり方について」が取りまとめられ、平成 19 年 2 月に環境大臣あてに意見具申が行われた。

これを受けて、目標年次においても自動車交通量の多い一部の交差点等において大気環境基準の達成が見込まれない状況等を踏まえ、追加的な局地汚染対策等を盛り込んだ自動車 NOx・PM 法の改正法が平成 19 年 5 月に制定され、総量削減基本方針の改正を経て、翌平成 20 年 1 月に施行された。

【参考 4 自動車 NOx・PM 法の概要】

中央環境審議会の意見具申の骨子

- ・平成 22 年度には、対策地域内における大気環境基準はおおむね達成する見込みであるが、交通量の多い交差点等、一部の局地では、二酸化窒素の環境基準が非達成と予測される。
- ・今後の対策にあたっては、対策地域内全体の一律の対策強化に加え、各々の局地の特性に対応した個別の対策を行うことを推進するような枠組みを制度化することが基本となる。

【参考 5 今後の自動車排出ガス総合対策のあり方について（意見具申）の概要】

#### 改正法に対する附帯決議の概要

- ・ 早期にすべての地点で環境基準が達成できるよう、自動車交通量の抑制を図るための有効な施策の早期導入を検討すること。
- ・ 局地的大気汚染の状況にもかんがみ、必要に応じて本法に基づく対策の見直しを行い、平成 22 年度以降も引き続き自動車排出ガス対策を着実に実施していくこと。
- ・ 流入車対策として、排出基準適合車を識別可能なステッカー制度等の早期導入を検討すること。

【参考 6 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

### 2. 自動車 NOx・PM 法に関する施策の取組状況について

自動車 NOx・PM 法に基づき、地方公共団体及び国は自動車排出ガス抑制のための各種施策を実施している。加えて、一部の地方自治体においては、条例を定め、独自に通行規制や流入車規制を行っている。

改正法に基づく、都府県知事による重点対策地区の指定は、これまでのところ行われていない。

【参考 7 自動車 NOx・PM 法に関する取組について】

### 3. 自動車 NOx・PM 法の対策地域における大気環境基準達成状況

上記施策の結果、大気環境は着実に改善してきているものの、特に二酸化窒素については、大気環境基準を達成できていない局所が残されており、本年度においても、その状況は継続していると見込まれることから、来年度以降も引き続き、対策が必要な状況である。

【参考 8 自動車 NOx・PM 法の対策地域における大気環境基準達成状況】

表. 対策地域における大気環境基準達成率（平成 20 年度）

	一般環境大気測定局	自動車排出ガス測定局
二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	100% (436/436)	92.0% (207/225)
浮遊粒子状物質(SPM)	99.8% (439/440)	99.5% (212/213)

(注) 括弧内は、( 環境基準達成局数 / 有効測定局数 )

#### 4. 諮問の必要性

- (1) 本年度、総量削減基本方針・総量削減計画に定める目標年次を迎えることから、このままでは来年度以降の対策に支障を来すこととなるので、早急に総量削減基本方針の目標年次の延長等、目標の見直しが必要である。
- (2) 平成 19 年の自動車 NOx・PM 法改正法の附則第 2 条において、政府は目標の達成状況に応じて法の規定に検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとされている。

#### 5. 諮問及び小委員会の設置

上記の必要性を踏まえて、今般、中央環境審議会に対し「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について」の諮問が行われ、大気環境部会に付議されたところであり、今後、具体の検討を進めるため、「自動車排出ガス総合対策小委員会」を設置することとしたい。